生計維持関係申告書 E その他親族の申請用

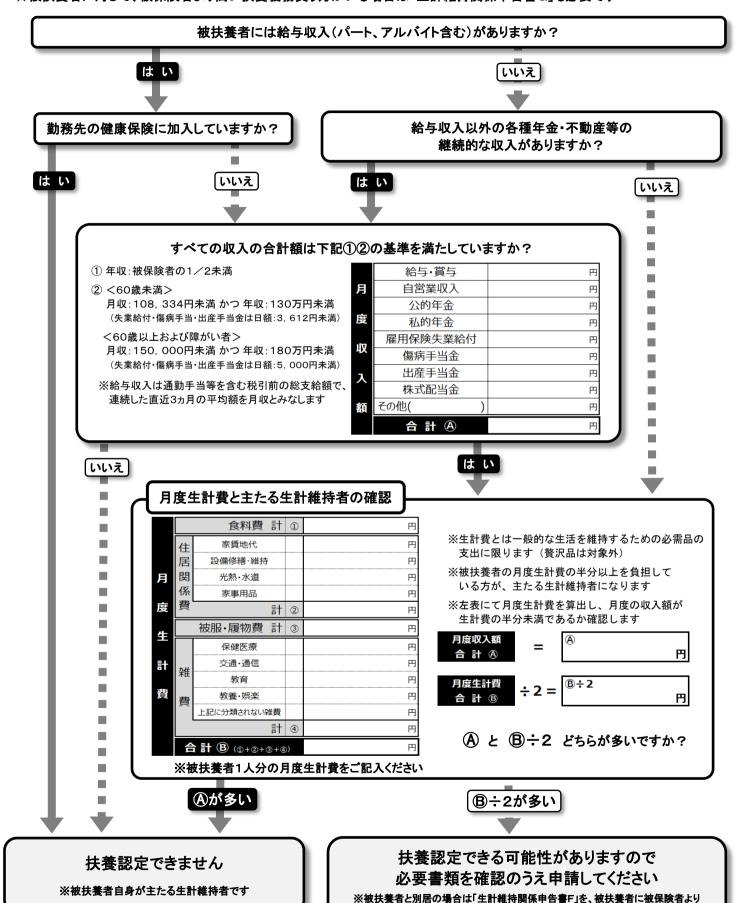
★消せるボールペンや鉛筆で記入したもの、記入漏れがあるものは受付できません。 ★裏面のチェックシートにて、認定の可能性を確認してから提出してください。 扶養申請にともなう「誓約書]

本申告書に記載した内容に虚偽がないことを誓約いたします。 扶養認定後、その状況に変更があった場合は「健康保険被扶養者(異動)届」により速やかに減員の手続きを行います。 また、届出を怠ったり事実と異なる届出を行っていた場合は、遡って資格取消を受け、当該期間の療養費・給付金のすべてを返還いたします。			
保険証の記号 番号	被保険者氏名(自署)		
申請被扶養者氏名	続 柄	年齢	
ーーー 被保険者より高い扶養義務を負う方の		M)対象者が孫の場合→両親とも死亡、など	
深族養養物の高さ・・・ 天物 ク 親子(美・養) ク 祖文母・孫・九弟姉妹 ク 親子(義) 世			
① 対象者世帯全員の住民要(原本)注1 ※マイナンバーと木籍地は名略 その他の名略NG ※海外民住港は近代本東「生計維持関係由生業」が必要			
必要書類 2 課税・非課税証明書または所得証明書(原本)注1 ※源泉徴収票など他の書類はNG ※市区町村役場発行、申請時点で入手できる最新年度のもの、金額表記が「****」または「文言表記」はNG (無収入の場合も市区町村役場で申告を行い「0円」表記のものを入手) ※前年中(1-12月)に1日も国内に住民票が無かった方で、現在日本在住の方に限り添付不要 ※ ②に記載されている収入が無くなっている場合は、それを証明できる退職証明書(原本)・廃業届(コピー)などを添付			
申請の事由 ※該当する項目すべてに2	事由発生日 必要書類		
□被保険者の健保資格取得に伴う	格取得日: R 年 月 日 「事由発生まで被扶養者が加入していた健康保険」を参照		
□退職	と職日: R 年 月 日 退職日がわかるもの注2 ※退職証明書(原本)、離職票・退職	源泉徴収票(コピー)などいずれか1部	
「雇用保険失業給付を □ 受給する予定(延長、待期、制限期間中を含む)			
	□ 加入期間不足 □ 雇用保険未加入 □ 就労意思なし □ その他()	
	: 業日: R 年 月 日 廃業届の⊐ピー		
	給終了日: R 年 月 日 雇用保険受給資格者証(両面)のコピー ※支給終了日が記	載されたもの	
	給終了日: R 年 月 日 支給決定通知書のコピー ※支給終了が確認できるもの		
□ 収入が減少	収入滅の内容がわかるもの ※連続する直近3ヵ月の給与明細のコピー 注3 など 今後の居住地 ロナ、海県 ※認定を受けた方は次回扶養調査の対象となり、調査時に海外居住で		
□海外帰国または家族の帰国に伴う 住房	TC 上の		
□ 外国籍の方の入国および呼寄せ 住所	定めた日: R 年 月 日 住民票の在留資格が「特定活動」の場合は「指定書」のコピー ※指定書はパスポートに添付されています		
□他者の扶養から異動	動発生日: R 年 月 日 健康保険資格喪失証明書(原本) 注2	日 健康保険資格喪失証明書(原本)注2	
□ その他(勤務先事業所(退職者はホンダ健保)へお問い合わせください			
事由発生まで被扶養者が加入していた健康保険			
□国民健康保険			
□社会保険 → → □ ホンダ健保に加入	※これまでの記号・番号を右に記入→ 記号 (右詰め)		
(任意継続を含む) 一 他の健保に加入	健康保険資格喪失証明書(原本)注2 ※被扶養者の申請事由が「退職」		
□未加入			
被扶養者の現況と今後の収入 ※該当する項目すべてに図 必要書類 ※マイナンバーの記載がないもの ※公的証明書は発行日から3カ月以内のもの 今後の収入額			
□ 給与収入(パート、アルバイト含む)	連続する直近3ヵ月の給与明細のコピー 注3	円/月	
□自営業 全員	確定申告書B(第一表・第二表)のコピー ※税務署の受付印または受付番号があるもの		
該当 一般・農業・不動産	・収支内訳書または所得税青色申告決算書(控)一式のコピー ・直近12ヵ月分の「営業等・農業・不動産 収入額申告書」(健保所定)		
入 あ もの	・申告書第三表・第四表(一・二)・第五表、確定申告書付表(1・2面)、計算明細書 (1・2面)、特定口座年間取引報告書 のうち該当するものすべてのコピー	円/年	
年金(老齢、遺族、障がい、個人、共済など)	最新の年金振込通知書のコピー ※紛失の場合は年金支給元へ再発行を依頼してください	円/年	
□雇用保険失業給付受給中	雇用保険受給資格者証(両面)の⊐ピー ※支給期間と金額が印字されているもの 円/日		
□ その他() 勤務先事業所(退職者はホンダ健保)へお問い合わせください			
以 □ 家事専任 □ 就職活動中			
な			
[申 立 欄]※無職無収入である詳しい現況、「その他」に該当する項目の具体的説明など			

- ※裏面も必ずご記入ください⇒⇒
- 注1 公的証明書(戸籍全部事項証明書、住民票、課税・非課税証明書、所得証明書など)は交付日より3ヵ月以内のものに限ります。
- 注2 証明書は事由発生日以降に交付のものに限ります。(退職証明書・資格喪失証明書など)
- 注3 連続する直近3ヵ月の給与明細のコピーは給与支払者・受取者の名称が記載されているものに限ります。記載がない場合は健保所定の「給与支払額証明書」をご使用ください。 【申請に関する注意事項】
- ◆提出期限は扶養となる事由の発生日より30日以内です。31日以上経過した場合は、受付日(健保ですべての書類を確認した日)が認定日になります。
- ◆証明書等の手配に係る諸経費は被保険者負担です。ケースによっては、上記以外の書類が必要になることがあります。

扶養認定チェックシートE その他親族

- ★生活保護法による保護を受けている方は扶養認定できません
- ★同世帯=同居とみなします。別居の場合は「生計維持関係申告書F」も必要です
- ★被扶養者に対して、被保険者より高い扶養義務負う方がいる場合は「生計維持関係申告書G」も必要です



・被扶養者の認定は健康保険組合にて最終的に判断します。必要書類を提出しても必ず認定されるわけではありません。・認定できないと判断した場合は、「不認定通知」にてお知らせします。申請書類の返却は行いません。

高い扶養義務を負う者がいる場合は「生計維持関係申告書G」を 併せて確認してください